

議会運営委員会記録

○開催日時

平成27年10月26日 午前10時～午前10時32分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（8人）

| | | | |
|------|---------|-----|---------|
| 副委員長 | 今塩屋 裕 一 | 委 員 | 徳 永 武 次 |
| 委 員 | 佃 昌 樹 | 委 員 | 谷 津 由 尚 |
| 委 員 | 川 添 公 貴 | 委 員 | 小田原 勇次郎 |
| 委 員 | 中 島 由美子 | 委 員 | 森 満 晃 |

○欠席委員（1人）

委 員 長 大田黒 博

○議長（地方自治法第105条による出席）

議 長 上 野 一 誠

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副 議 長 新 原 春 二 議 員 永 山 伸 一

○説明のための出席者

| | | | |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 総 務 部 長 | 今 吉 俊 郎 | | |
| 総 務 課 長 | 田 代 健 一 | 議 会 事 務 局 長 | 田 上 正 洋 |
| 文 書 法 制 室 長 | 堀ノ内 孝 | 議 事 調 査 課 長 | 道 場 益 男 |

○事務局職員

| | | | |
|-------------|---------|---------------|---------|
| 事 務 局 長 | 田 上 正 洋 | 主幹兼管理調査グループ長 | 久 保 淳 一 |
| 議 事 調 査 課 長 | 道 場 益 男 | 主 幹 | 久 米 道 秋 |
| 主幹兼議事グループ長 | 瀬戸口 健 一 | 議 事 グ ル ー プ 員 | 柳 裕 子 |

○審査事件等

- 1 次期定例会の会期及び会期日程（案）について
 - 2 会期規則の一部改正について
-

△開 会

○副委員長（今塩屋裕一）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（上野一誠）皆さん、おはようございます。今、今塩屋副委員長からありましたように大田黒議運委員長がアキレスを切られたということで当分時間がかかるのかなと思いますので、その間、今塩屋副委員長のほうで議会運営委員会の議事を進めていただくこととなりますけれども、どうぞひとつ委員会運営におきましても、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。議長のほうから、まずもってこのことを御願ひしておきたいと思ひます。

きょうは一カ月前議運ということでありませけれども、先の臨時会においては大変長い期間ではありませけれども、皆さんの御協力をいたदैて無事終わることができました。議会運営委員会の議員各位に感謝を申し上げます。

本日の議題につきましては、12月定例会の議事を御協議いただくということになりますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

また、30日、31日と国民文化祭、また皇太子殿下、雅子殿下もいらっしやるということでありませけれども、議員各位いろいろ対応方よろしくお願ひしたいと思います。国民文化祭においては、それぞれ議員各位もかかわっていらっしやることも多いと思ひますので、いい国民文化祭になりますように、このこともよろしくお願ひ申し上げて御挨拶といたします。大変本日は御苦勞様でございます。

△次期定例会の会期及び会期日程（案）について

○副委員長（今塩屋裕一）まず、次期定例会の会期及び会期日程（案）についてを議題といたします。

概要説明を事務局長に求めます。

○事務局長（田上正洋）資料1、次期定例会会期及び会期日程（案）を御覧ください。

次期定例会の会期は、11月25日から12月18日までの24日間とし、会期日程は、11月25日の本会議で、付託事件等審査結果報告、議案説明及び一部議案審議を行い、翌26日の午後3時を質問通告締切りとし、12月4日及び7日の本会議では、総括質疑並びに一般質問を行い、8日の本会議では、総括質疑並びに一般質問、その後、議案説明及び議案等付託。10日に、市民福祉委員会と総務文教委員会を、11日に、建設水道委員会と企画経済委員会を開催願ひ、14日を委員会予備日とし、12月18日の本会議において、付託事件等審査結果報告及び一部議案審議を予定してはいかかと考えます。

なお、次期定例会に係る議運の開催予定ですが、中日の議運を12月7日の本会議終了後に、最終日の議運を12月18日の午前9時から、それぞれ計画しているところでございます。

最後に、各会派ごとの質問者数について、後日、照会させていただきますので会派内で御協議の上、回答くださるようお願いいたします。

以上です。

○副委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、次期定例会の会期及び会期日程（案）については、説明のとおりとすることで御了承願ひます。

以上で、次期定例会の会期及び会期日程（案）についての審査を終了いたします。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時4分休憩

~~~~~

午前10時7分開議

~~~~~

○副委員長（今塩屋裕一）ここで本会議に戻します。

△会議規則の一部改正について

○副委員長（今塩屋裕一）次に、会議規則の一部改正についてを議題といたします。事務局に説

明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）資料2-1、2-2をご覧いただきたいと思います。

会議規則の一部改正の関係でございますけれども、資料2-2のほうをまずご覧いただきたいと思いますが、この会議規則につきましては、標準会議規則が改正された関係で、改正につきましてこれまで数回御協議いただいているところでありますけれども、8月17日にこの資料2-2の改正内容で、新旧対照表ご覧のとおりの内容を一応了解していただいたところでございます。

今回は、12月定例会の上程に向けまして、この新旧対象表の内容を、提案理由、改正条文とともに再度御確認いただくというものであります。

資料の2-1をご覧いただきたいと思いますが、改正につきましては、議運の委員会提案という形で予定しております。

提案理由でございますけれども、標準市議会会議規則が改正されまして、女性議員が出産を理由に欠席できる規定が明記されましたことを勘案し、本市議会においても所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正条文につきましては、次のページでございます。2ページになりますけれども、2条と90条の改正になります。

2条は本会議の欠席の事由について、90条につきましては、委員会の欠席の事由に関する規定になりますけれども、ここの条文の中にございます「事故」という部分を「疾病・・・」、失礼しました。「出産、疾病、その他事故」という形に改正しようというもので、会議規則の改正につきましては、公布の日から施行という形で規定してございます。

改正については、以上でございます。よろしくお願いたします。

○副委員長（今塩屋裕一）ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（小田原勇次郎）ただ今の資料2-1の改正後について、資料2-2の新旧対照表の改正後が「疾病、出産その他事故」ということで、どっちが正というふうに理解すればよろしいでしょうか。

○議事調査課長（道場益男）新旧対象表が正でございました。改正条文が間違いでございます。

「疾病、出産その他事故」ということでございます。ちょっと確認不足で申し訳ございません。ありがとうございます。

○副委員長（今塩屋裕一）質疑は尽きたと認めます。それでは、本案を次期定例会の初日に提出することとし、文言等の軽微な修正については、委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で会議規則の一部改正についてを終了いたします。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時11分休憩

~~~~~

午前10時32分開議

~~~~~

○副委員長（今塩屋裕一）ここで本会議に戻します。

△閉 会

○副委員長（今塩屋裕一）以上で議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。皆さん、御苦勞さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会
副委員長 今塩屋 裕一